

第5号議案

行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件

行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定める。

平成28年2月27日提出

京都地方税機構
広域連合長 中山 泰

行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(京都地方税機構情報公開条例の一部改正)

第1条 京都地方税機構情報公開条例(平成21年京都地方税機構条例第4号)の一部を次のように改正する。

目次中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第7条第6号中「第2条第2項」を「第2条第4項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

第15条第3項中「(以下「反対意見書」という。)」を削り、「当該反対意見書」を「当該意見書(以下「反対意見書」という。)」に改める。

第3章の章名を次のように改める。

第3章 審査請求

第18条及び第19条を次のように改める。

(審理員の指名に関する規定の適用除外)

第18条 公開決定等又は公開請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号。以下「審査法」という。)第9条第1項の規定は、適用しない。

(審査会への諮問)

第19条 公開決定等又は公開請求に係る不作為について審査請求があった場合は、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときを除き、京都地方税機構情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)に諮問しなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下するとき。

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を公開することとするとき(当該公文書の公開について反対意見書が提出されているときを除く。)

2 前項の規定により諮問をした実施機関(以下「諮問庁」という。)は、次に掲げるものに対し、当該諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人（審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）
- (2) 請求者（請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該審査請求に係る公文書の公開決定について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

3 諮問庁は、第1項の規定による諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重して、当該答申に係る審査請求に対する裁決をしなければならない。この場合において、審査法第50条第1項の規定により裁決書に記載される主文が審査会の答申書と異なる内容であるときは、当該裁決書には、審査法第9条第3項の規定により読み替えて適用する審査法第50条第1項第4号に掲げる事項にその異なることとなった理由を含めて同項各号に掲げる事項を記載しなければならない。

第20条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条中「決定を」を「裁決を」に改め、同条第1号中「不服申立て」を「審査請求」に、「棄却する決定」を「棄却する裁決」に改め、同条第2号中「不服申立てに係る公開決定等を変更し、当該公開決定等」を「審査請求に係る公開決定等（公開請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。）」を変更し、当該審査請求」に、「決定（」を「裁決（」に改める。

（京都地方税機構個人情報保護条例の一部改正）

第2条 京都地方税機構個人情報保護条例（平成21年京都地方税機構条例第5号）の一部を次のように改正する。

目次中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第13条第2号中「第2条第2項」を「第2条第4項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

第16条第5項中「開示決定等（」の右に「開示請求に係る個人情報の」を、「除く。」の右に「第36条第2号において同じ。」を加える。

第17条第1項中「（以下この条、第35条及び第36条において「第三者」という。）」を削り、「当該情報に係る第三者」を「当該開示請求者及び広域連合以外のもの」に、「当該第三者」を「当該開示請求に係る当該開示請求者及び広域連合以外のもの」に改め、同条第2項中「、第三者」を「、国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外のもの（以下、「第三者」という。）」に改め、同条第3項中「前項」を「前2項」に改め、「（以下「反対意見書」という。）」を削り、「、反対意見書」を「、当該意見書（以下「反対意見書」という。）」に改める。

第2章第6節の節名を次のように改める。

第6節 審査請求

第34条及び第35条を次のように改める。

（審理員の指名に関する規定の適用除外）

第34条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「審査法」という。）第9条第1項の規定は、適用しない。

（審査会への諮問）

第35条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があった場合は、当該審査請求に対する裁決を

すべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときを除き、審査会に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下するとき。
 - (2) 開示請求、訂正請求又は利用停止請求に係る個人情報公文書に記録されていないとき。
- 2 前項の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問庁」という。）は、次に掲げるものに対し、当該諮問をした旨を通知しなければならない。
- (1) 審査請求人及び参加人（審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）
 - (2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
 - (3) 当該審査請求に係る個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- 3 諮問庁は、第1項の規定による諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重して、当該答申に係る審査請求に対する裁決をしなければならない。この場合において、審査法第50条第1項の規定により裁決書に記載される主文が審査会の答申書と異なる内容であるときは、当該裁決書には、審査法第9条第3項の規定により読み替えて適用する審査法第50条第1項第4号に掲げる事項にその異なることとなった理由を含めて同項各号に掲げる事項を記載しなければならない。

第36条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条中「決定を」を「裁決を」に改め、同条第1号中「不服申立て」を「審査請求」に、「棄却する決定」を「棄却する裁決」に改め、同条第2号中「不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等」を「審査請求に係る開示決定等を変更し、当該審査請求」に、「決定（）」を「裁決（）」に、「個人情報」を「第三者に関する情報」に改める。

第38条第3項中「手続」の右に「（審査法第38条第1項（審査法第66条及び他の法律において準用する場合を含む。）及び審査法第81条第3項において準用する審査法第78条第1項の規定による閲覧及び交付の手続を除く。）」を加える。

（京都地方税機構情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正）

第3条 京都地方税機構情報公開・個人情報保護審査会条例（平成21年京都地方税機構条例第6号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「第18条」を「第19条」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第2号中「第34条」を「第35条」に、「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第5条第2項中「2年とし、補欠の委員の任期は」を「2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、」に改め、「ただし、再任を妨げない。」を削り、同条第3項を第4項とし、同項の前に次の1項を加える。

3 委員は、再任されることができる。

第8条第1項中「第18条」を「第19条第1項」に、「第34条第1項」を「第35条第1項」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第3項中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第4項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人、参加人」を「審査請求人、参加人（行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「審査法」という。）第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）」に、「不服申立人等」を「審査請求人

等」に改める。

第9条第1項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、同条第2項中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第10条中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第11条の見出しを「(提出された意見書等の写しの送付等)」に改め、同条第2項中「前項」を「第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、「の閲覧」の右に「(電磁的記録にあつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧)」を加え、同項を同条第2項とし、同項の次に次の1項を加える。

3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

第11条に第1項として次の1項を加える。

審査会は、第8条第3項若しくは第4項又は前条の規定による意見書又は資料の提出があつたときは、当該意見書又は資料の写し(電磁的記録にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等(当該諮問に係る審査請求に関する審査法第2章第3節に規定する審理手続において当該意見書又は資料を諮問庁(諮問前にあつては、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関。以下この項において同じ。)に提出し、又は諮問庁から当該意見書又は資料の送付を受けた審査請求人等があるときは、当該審査請求人等を含む。)以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、当該審査請求人等以外のものの利益を害するおそれがあると認められるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。

第16条を第17条とし、第15条の前の見出しを削り、同条中「第5条第3項」を「第5条第4項」に改め、同条を第16条とし、同条の前に見出しとして「(罰則)」を付する。

第14条を第15条とする。

第13条の見出しを「(答申書の送付等)」に改め、同条第1項を削り、同条第2項中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条を第14条とする。

第12条を第13条とし、同条の前に次の1条を加える。

(調査審議手続の併合又は分離)

第12条 審査会は、必要があると認めるときは、数個の事件に係る調査審議の手続を併合し、又は併合した数個の事件に係る調査審議の手続を分離することができる。

2 審査会は、前項の規定により、事件に係る調査審議の手続を併合し、又は分離したときは、審査請求人等にその旨を通知しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつて、この条例の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの条例の施行前にされた申請に係る行政庁の

不作為に係るものについては、なお従前の例による。

(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部改正)

3 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例(平成27年京都地方税機構条例第1号)の一部を次のように改正する。

第1条第2項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人、参加人又は諮問庁(以下「不服申立人等」を「審査請求人、参加人(行政不服審査法(平成26年法律第68号。以下「審査法」という。)第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。)又は諮問庁(以下「審査請求人等」に、「第13条」を「第14条」に改める。